

外国人児童生徒をとりまく環境

清田淳子

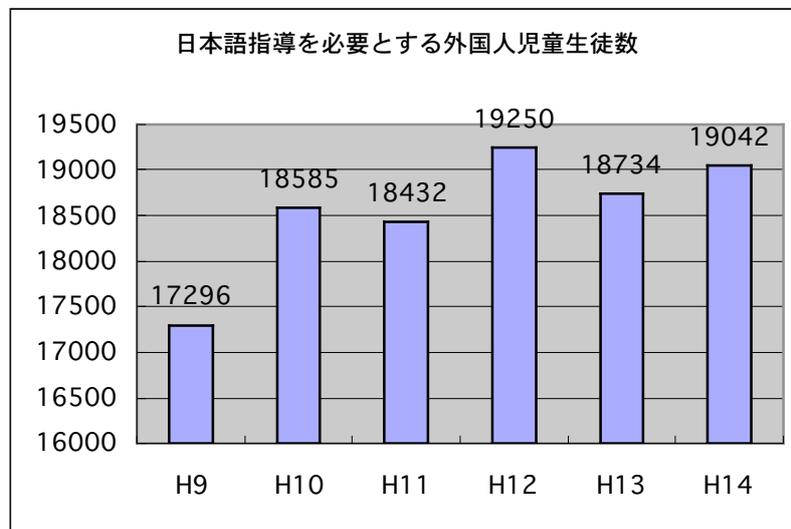
日本社会の国際化が進んだことや、法律の改正（注 1）にともなって、この 10 年間、日本語教育が必要な子どもが増え続けています。

子どもたちは、どのような国から来たのでしょうか。そして、日本では、どのような状況におかれているのでしょうか。

外国人の子どもたちをとりまく環境を、統計資料から追ってみます。

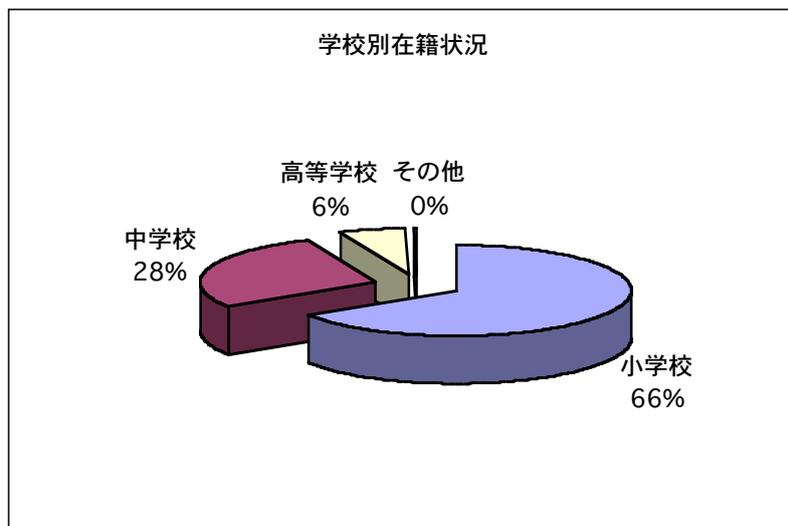
1. 日本語指導が必要な外国人児童生徒の数

2004 年 3 月に発表された文部科学省の調査結果（注 2）によると、2003 年の時点で、公立学校に在籍する「日本語指導が必要な外国人児童生徒」は 19042 人でした。ここ数年の人数の推移は次のとおりです。



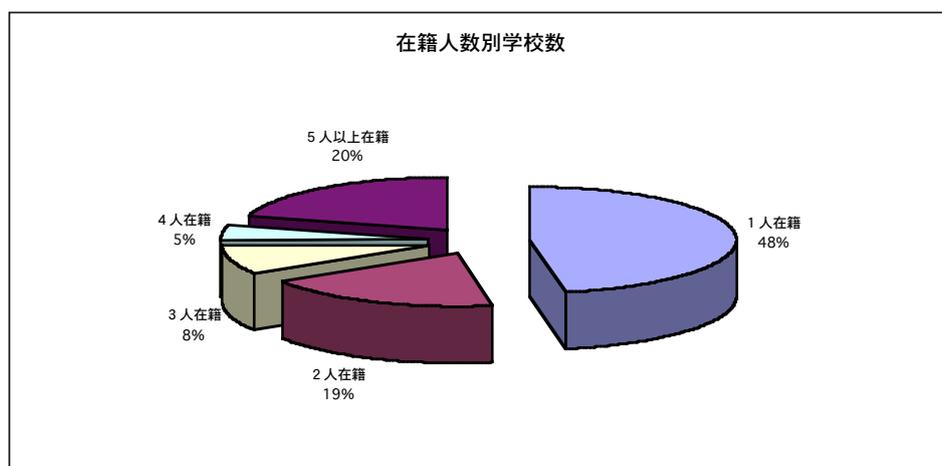
この 19042 人の子どもたちは、どの段階の学校に行っているのでしょうか。

小学校に在籍している者は 12523 人で全体の 66%、中学校は 5317 人で 28%となっています。(グラフの中で「その他」は盲・聾・養護学校と中高6カ年の学校を表しています)。

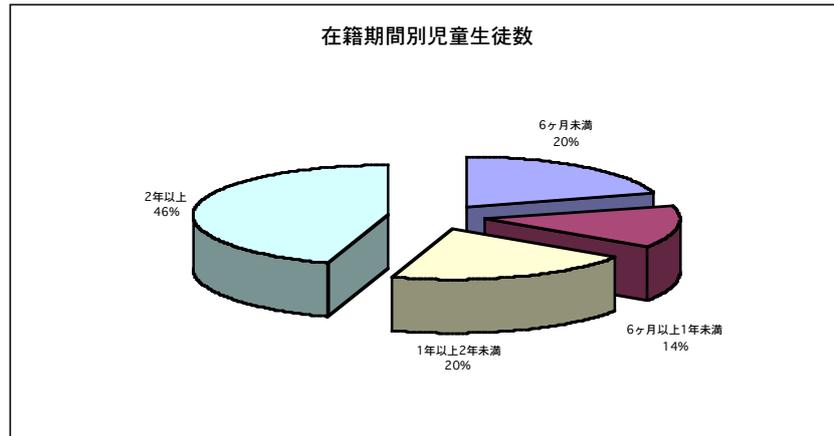


2. 外国人児童生徒の在籍状況

子どもたちの在籍状況を見てみると、一つの学校に外国人児童生徒が一人だけ在籍するケースが約半数に達しています。全体では、外国人児童生徒が5人未満の学校が80%を占めていますが、一方で、30人以上在籍する学校も44校に上っています。このため、「分散と集中の二極化の状況にある」(文部科学省2004)ことが指摘されています。



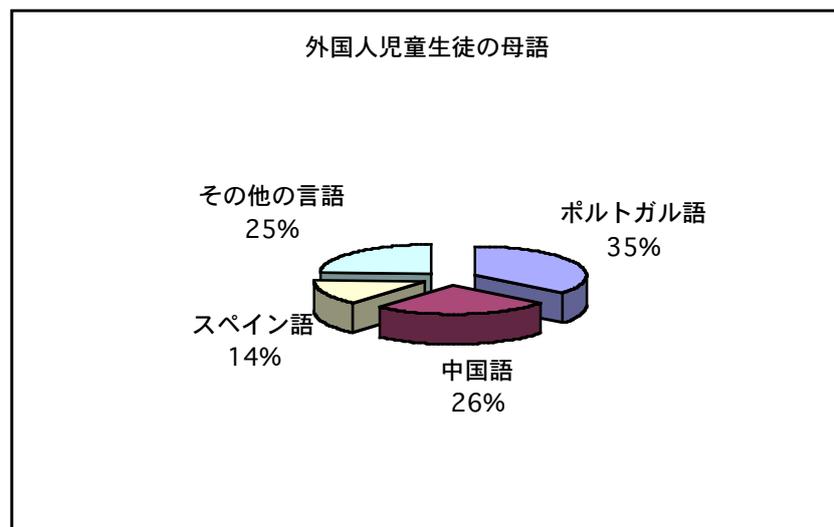
次に、子どもたちはその学校に何年間在籍しているのか、在籍期間をみてみます。すると、2年以上の者が最も多く、全体の半数近くを占めています。



3. 外国人児童生徒の母語

子どもたちはどのような母語をもっているのでしょうか。

母語別の状況をみると、ポルトガル語を母語とする者が最も多く（35%）、次いで中国語（26%）、スペイン語（14%）となっています。この三つの言語で全体の75%をしめています。（「その他の言語」にはフィリピン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、英語などが含まれます）。

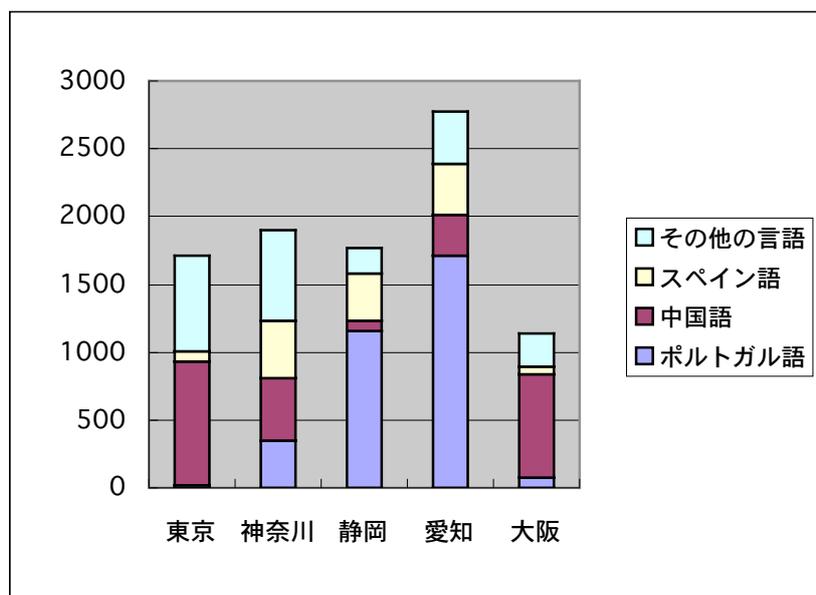


4. 外国人児童生徒が多い地域

外国人の子どもたちが、比較的多く居住している都道府県は次のとおりです。

1000人以上が住む都市には、東京（1716人）、神奈川（1897人）、静岡（1767人）、愛知（2776人）、大阪（1134人）があります。

これらの地域に、どのような母語を話す子どもたちが住んでいるかを見てみると、地域によって大きな違いがあることに気づきます。



5. 外国人児童生徒の学校における学習環境

「日本語指導が必要な外国人児童生徒」のうち、学校で実際に日本語指導を受けている子どもの割合は 83.7%とされます。この子どもたちは、どのような日本語指導を受けているのでしょうか。

まず、外国人児童生徒の数が比較的多い地域や学校の場合を見てみましょう。そのような地域では、「拠点校」「や「センター校」がおかれ、日本語指導が集中的に行われます。

- ・「拠点校」：日本語指導が必要な子どもたちを、地域のある特定の学校に在籍させる
- ・「センター校」：地域のある特定の学校に日本語指導を行うクラスを作り、周辺の学校に在籍する子どもたちを日本語指導の時間に通わせる

また、外国人児童生徒の多い学校では、「取り出し指導」や「T T (=Team Teaching) 指導」の形で、日本語指導が行われています。

- ・「取り出し指導」：授業中に対象生徒を在籍学級から取り出す
- ・「T T (=Team Teaching) 指導」：授業時間に日本語担当者が在籍学級に入り込んで対象生徒を補助する

これらの授業は、学校で外国人児童生徒を担当する教員や、日本語指導を専門とする非常勤の教員が行います。また、地域によっては、子どもたちの母語を理解できるような指導協力者が学校に派遣される場合もあります。

しかし、「2, 外国人児童生徒の在籍状況」のところで述べたように、大半の子どもたちは、一つの学校に一人、もしくは数人しかいないという状況にあります。このような学校では、「外国人児童生徒を担当する教員」が特別の授業をもったり、「日本語指導を専門とする非常勤の教員」や「子どもたちの母語を理解できるような指導協力者」が派遣されるなどの体制を十分に取ることはできません。子どもたちは日本語を学ぼうえでも、授業を理解するうえでも、多くの困難に直面しています。

外国人の子どもたちが、日本での生活になじみ、友だちと交流し、日本語を学んでいくためにも、また、学校の授業がわかるようになるためにも、そして、自分たちの母語を大切に使い続けていくためにも、学校内の体制作りはもちろんですが、学校と地域が協力して子どもたちを支えていく必要があります。

(注1) 法律の改正

「出入国管理及び難民認定法」の改正(1990年)をさす。この法律の改正によって、日系人に定住が認められ、日本での就労が許可されるようになった。

(注2) 2004年3月に発表された文部科学省の調査結果

「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成15年度)の結果」をさす。

(参考文献)

文部科学省(2004)「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査(平成15年度)の結果」

外国人子女の日本語指導に関する調査協力者会議・東京外国語大学(1998)『外国人子女の日本語指導に関する調査研究(最終報告書)』